

# 第 3 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 19 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

### 第3回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年3月19日(木) 午後2時から午後3時13分まで

2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	10番	伊藤洋文
11番	三浦宏和	12番	柴田ますみ
13番	佐々木和昭	14番	加賀屋慎一
15番	鎌田悦雄	16番	佐々木繁明
17番	藤田修	18番	佐々木英久
19番	佐藤きよ子		

5 欠席農業委員  
なし

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 会務報告
- 第4 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第5 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 第6 議案第7号 非農地証明申請に関する件
- 第7 議案第8号 行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決に関する件

7 事務局職員

事務局長	佐々木嘉文	参事	熊谷勝
参事	工藤純子	参事	住谷真人
主席主査	山本郷史	主席主査	勝田茂満
主席主査	黒澤亮	主査	鈴木百愛
主任	佐藤知拡	主任	齋藤友毅

8 書記

主任 佐藤知拡

9 議事録署名委員

12番 柴田ますみ 13番 佐々木和昭

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和8年第3回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p><b>【会長あいさつ】</b></p>
議長	<p>それでは、第3回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしの声がございますので、12番柴田ますみ委員、13番佐々木和昭委員をお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の「会務報告」に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。</p>
4番白岩勝委員	<p><b>【第1区域部会の報告】</b></p>
18番佐々木英久委員	<p><b>【第2区域部会の報告】</b></p>
15番鎌田悦雄委員	<p><b>【第3区域部会の報告】</b></p>
13番佐々木和昭委員	<p><b>【第4区域部会の報告】</b></p>
3番鈴木昇委員	<p><b>【第5区域部会の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告2の「農業委員・農地利用最適化推進委員推薦・募集説明会」について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 (佐藤主任)	<p><b>【会務報告2の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第119回常設審議委員会」について、私から報告します。</p>
	<p><b>【会務報告3の報告】</b></p> <p>次に、会務報告4の「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」について、9番、星容子委員より報告をお願いします。</p>

9 番星容子委員	【会務報告 4 の報告】
議 長	次に、会務報告 5 の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告 10 の「農地転用事業計画変更承認申請について（工事期間の変更）」までの 6 件について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 （住 谷 参 事）	【会務報告 5 から 10 までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
3 番鈴木昇委員	はい。
議 長	3 番鈴木委員、どうぞ。
3 番鈴木昇委員	<p>3 番鈴木です。会務報告の農地法第 3 条の 3 の届出について伺います。直接この案件に関わるものではないのですが、相談を受けている案件がありまして、基盤整備が終了し、農地中間管理機構と契約していた父親が亡くなり、相続の手続が終了するまで農地中間管理機構が賃借料を預かっている状態です。</p> <p>相続の義務化についても報道等で知っているようですが、実際は高齢の母親が施設に入所しており、印鑑証明等を取得することが困難な状態であるため、司法書士に相談したところ、代理で取得する方法等もあるが、お金をかけてまでやらずとも母親が亡くなってから相続登記をしてはどうかと言われたとのことでした。</p> <p>しかし、届出の期限に間に合わないとなれば罰則があるという話もありますし、地域全体が高齢化していく中で相続人が登記等が取れないといった問題が出てくるのが想定されるので、私の勉強のためにも教えていただきたいと思います。</p>
議 長	事務局どうぞ。
事 務 局 （住 谷 参 事）	<p>農地法第 3 条の 3 の届出については 10 か月以内と定められています。実際問題として 10 か月で相続登記が終了するケースと、遺産分割協議等が終わらないケースがあり、10 か月を超えるケースも存在します。</p> <p>我々の指導としては、登記をしてもしていなくても 10 か月以内に届出してもらおうこととなりますが、登記が終了しないうちに届出すると、登記終了後再度届出をしてもらわなければなりません。</p> <p>当方としましては、新しい所有者は農地台帳のデータを更新する際に資産税課よりデータをもらっているため、タイムラグはありますが把握は可能となっているため、申請者の手続の簡便化のために相続が全て終了してから届出をしてもらおうようにしております。</p>
3 番鈴木昇委員	はい。
議 長	3 番鈴木委員、どうぞ。

3番鈴木昇委員	登記を変えたくても司法書士からそう言われる状況なので、届出さえしておけば減免等の措置があるのかと思い質問したところでした。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (住谷参事)	減免等の措置はありません。 当方としてはあくまで農地法外での取得になるので、届出のルールは10か月となっている説明をさせていただきました。
11番三浦宏和委員	はい。
議長	11番三浦委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	登記が終わるまでの賃借料は、農業公社で供託になるのでしょうか。
3番鈴木昇委員	はい。
議長	3番鈴木委員、どうぞ。
3番鈴木昇委員	私も気になり担当課に確認したところ、そのようになるとのことでした。
事務局 (住谷参事)	はい。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (住谷参事)	相続登記については、相続人の一人である旨を申告することで相続登記義務を果たしたとする方法もあります。
3番鈴木昇委員	はい。
議長	3番鈴木委員、どうぞ。
3番鈴木昇委員	実際に罰金はあるのでしょうか。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (住谷参事)	過料はありますが、実際に適用されるケースはほとんどないと思います。
3番鈴木昇委員	分かりました。
議長	ほかに、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
4番白岩勝委員	はい。
議長	4番白岩委員どうぞ。

4番白岩勝委員	4番白岩です。会務報告3の情報提供についてですが、大区画化等加速化支援事業について情報提供があったようですが、ほ場整備事業に何か変更があるものなのでしょうか。
議長	ほ場整備事業に変更はありません。
事務局 (佐々木局長)	はい。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (佐々木局長)	この事業については、先日全国農業新聞に掲載があった地元農業者が畦畔を取り払ってほ場を大きくして活用する場合に補助金が出るというものだと思います。
4番白岩勝委員	はい。
議長	4番白岩委員どうぞ。
4番白岩勝委員	現行のほ場整備事業とは違うものなのですか。
議長	機構関連型ほ場整備事業とは別で、自力施工してほ場を大区画化した場合に補助金が出るものです。
事務局 (佐々木局長)	はい。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (佐々木局長)	事業の活用となれば、市長部局等で要望を取ると思います。
議長	土地改良区へ相談後、土地連の方で取りまとめて審査することになるとのことでした。
4番白岩勝委員	分かりました。
議長	ほかに、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、10件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (齋藤主任)	議案書1ページから4ページの10件について説明いたします。 番号1。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。

事務局  
(齋藤主任)

番号2。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。  
番号3。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。  
番号4。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。  
番号5。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。  
番号6。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。  
番号7。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。  
番号8。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。

受け手は、農地取得を機に農業経営を行うものではなく、新規参入者に対する指導要綱第3条第2項各号に該当しないことから、新規参入審査会の対象外としております。

番号9。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。  
番号10。受け手は、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]。

すべての案件について、土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、番号8は耕運機を取得する予定です。番号8以外の受け手については、農作業に必要な機械一式を所有または一部機械作業を委託しており、農業技術も問題ないと考えられます。農地法その他農業に関する法令の遵守の状況については10件ともに、違反はない旨の申告があります。

農作業常時従事について、番号1、番号5は180日、番号2は222日、番号3は350日、番号4は210日、番号6は240日、番号7は200日、番号8、番号9、番号10は160日農作業に従事および従事予定としていることから、それぞれ常時従事者として認められます。

地域との調和要件について、10件とも受け手への権利移転および設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま

す。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、番号1から番号10すべて許可要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

次に、現地調査の報告をしていただきます。

始めに番号1について、現地を調査した田口正志推進委員から報告を受けた13番、佐々木和昭委員から報告をお願いします。

13番佐々木和昭委員

13番佐々木です。田口推進委員から連絡がありました。

出し手の方は旧市内在住ですが生まれは受け手の方と同じ地区でございます。

受け手の方は私の家から30から50メートルくらい離れているところで耕作している方で、この方が耕作している土地については私が農作業に行く際に見ており、全く問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願

議長

次に番号2および番号3について、現地を調査した熊谷護推進委員から報告を受けた6番、相場堅一委員から報告をお願いします。

6番相場堅一委員

6番相場です。熊谷推進委員とともに現地を確認しました。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願

議長

次に番号4について、現地を調査した中嶋庄悦推進委員から報告を受け

議	長	た4番、白岩勝委員から報告をお願いします。
4番白岩勝委員		4番白岩です。中嶋推進委員から連絡をもらいました。この件は問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	次に番号5について、現地を調査した阿部政志推進委員から報告を受けた12番、柴田ますみ委員から報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員		12番柴田です。3月5日に阿部推進委員から報告がありました。私の方にも■■■■さんから連絡があり、元々この農地は■■■■さんが■■■■さんから受託されて耕作していた農地でありまして、冒頭の会務報告でもあったとおり、耕作していた土地を家の補修の代金と引き換えに売買するもので、何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	次に番号6について、現地を調査した酒井慶一推進委員から報告を受けた10番、伊藤洋文委員から報告をお願いします。
10番伊藤洋文委員		10番伊藤です。酒井推進委員より連絡がありまして、受け手の■■■■さんは大きく耕作されており、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議	長	次に番号7について、現地を調査した鈴木英弘推進委員から報告を受けた18番、佐々木英久委員から報告をお願いします。
18番佐々木英久委員		18番佐々木です。鈴木推進委員から連絡を受けました。受け手の■■■■さんは地元法人を除いて地域で一番大口で耕作している方で、私もよく存じております。出し手の希望により売買となったようですけれども何ら問題はないと思います。
議	長	次に番号8について、現地を調査した荻原豊推進委員から報告を受けた14番、加賀屋慎一委員から報告をお願いします。
14番加賀屋慎一委員		14番加賀谷です。3月5日に荻原推進委員より報告がありまして、特段問題ないとのことでしたので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	次に番号9について、現地を調査した高橋義隆推進委員から報告を受けた15番、鎌田悦雄委員から報告をお願いします。
15番鎌田悦雄委員		15番鎌田です。高橋推進委員より報告がございました。受け手の■■■■さんは■■■■の代表取締役で、何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	次に番号10について、現地を調査した鎌田一推進委員から報告を受けた私から報告をします。
		出し手の■■■■さんは受け手の■■■■さんの分家の娘の息子でありまして、ここの家の方が全員亡くなり、関係者はこの■■■■さんだけだそうで、■■■■さんから話を聞いた本家の■■■■さんが引き受ける運びとなったようです。

議 長	<p>■■■さんは農作業をやっている方ですので、なんら問題はないと思いますので、ご審議いただければと思います。</p> <p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いします。</p>
11番三浦宏和委員	はい。
議 長	11番三浦委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	<p>11番三浦です。番号3の案件で、議案審議に直接関係ないのですが、2点ほど教えてください。</p> <p>今回は農地法第3条で契約をするとのことで、以前は農業経営基盤強化促進法による利用権設定をしていたと思うのですが、取扱いを変更した経緯について教えてください。</p> <p>また、隣の■■■■、現在は■■■■が継承しているはずですが、そこについてはまだ何らかの権利設定は続いているのでしょうか。</p>
議 長	事務局どうぞ。
事 務 局 ( 齋 藤 主 任 )	<p>後者については今回確認しておりません。</p> <p>前者について、法改正により農地中間管理機構または農地法第3条での貸借になりましたが、県では農地法第3条による貸借を大潟村等で行っていたことから、同様の手続きにより進めることとなりました。</p> <p>内容としては3年間の契約となっておりますが、ご承知のとおり農地法第3条での契約は法定更新で、契約は続いて行く旨を説明しております。</p>
11番三浦宏和委員	分かりました。
議 長	ほかにご質問、ご意見がある方はお願いします。
一 同	なし。
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、10件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、10件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第5、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	それでは、議案書の5ページをご覧ください。

(勝田主席主査)	<p>番号1。譲受人は[ ]および[ ]。譲渡人は[ ]および[ ]。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>農地転用許可申請説明資料は1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、譲受人は牛島地区のアパートに住んでいますが、手狭になってきたことから住宅を建築する事としました。住宅用地について、現在住んでいる地区から近い範囲で閑静な場所を条件に探し、希望に最も近い申請地を選定し転用しようとするものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内。農地区分は第1種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は借入金および自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年12月31日まで。一体として利用する農地以外の土地は、仁井田[ ]。土地改良区等からの意見書は、畑のためなしです。</p> <p>被害防除において、隣接に対する措置は建物の高さを加減する。排水計画において、汚水および生活雑排水は公共下水道。雨水は水路放流です。現地は令和8年3月2日に確認しております。</p> <p>なお、番号1について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1について、現地を調査した熊谷護推進委員から報告を受けた6番、相場堅一委員から報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。熊谷推進委員と現地を確認してきました。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はをお願いします。</p>
4番白岩勝委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>4番白岩委員どうぞ。</p>
4番白岩勝委員	<p>4番白岩です。この案件について、位置図を見ると周りは田んぼであるように思いますが、[ ]に既に通路はできているのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局どうぞ。</p>
事務局 (勝田主席主査)	<p>[ ]に家を建て、そこから[ ]に向かって道路をつくる計画です。</p>
4番白岩勝委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>4番白岩委員どうぞ。</p>

4 番 白 岩 勝 委 員	通路は誰が造成するのですか。
議 長	事務局どうぞ。
事 務 局 ( 勝 田 主 席 主 査 )	譲受人が造成するものと認識しています。
4 番 白 岩 勝 委 員	はい。
議 長	4 番 白 岩 委 員 だ う ぞ 。
4 番 白 岩 勝 委 員	周りが団地であるなら理解できますが、そうでないなら無理矢理やろうとしているのではないですか。
議 長	事務局どうぞ。
事 務 局 ( 勝 田 主 席 主 査 )	■■■■の北側にある、道路のように見える部分についておっしゃっているものと思いますが、こちらは畦道となっており、都市計画課では接道として認められないとのことでしたので、このようになっております。
4 番 白 岩 勝 委 員	はい。
議 長	4 番 白 岩 委 員 だ う ぞ 。
4 番 白 岩 勝 委 員	許可が取ればそれでいいんですが、違和感を感じます。
事 務 局 ( 佐 々 木 局 長 )	はい。
議 長	事務局どうぞ。
事 務 局 ( 佐 々 木 局 長 )	ここに住宅を建てられるのは、都市計画法第34条第11号のいわゆる緩和エリアにあるためです。 特に仁井田■■■■は緩和エリアが広く、農地等も多く含まれています。 本来であれば公道に面した土地でなければ緩和エリアにならないはずですが、農地を含んで広めに区域設定がされているのは、地元の要望もあったからだと思われます。 こういう形で住宅地が調整区域の中に広がっていくのはあまりいい話ではない旨、都市計画課には伝えております。
4 番 白 岩 勝 委 員	分かりました。
議 長	ほかにご質問、ご意見がある方はお願いします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、秋田県農業会議への諮問が必要な案件です。

議	長	農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6、議案第7号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (勝田主席)		<p>それでは、議案について説明します。議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>番号1。申請人は[ ]。</p> <p>土地の所在は下浜羽川[ ]。面積は287平方メートル。登記地目および現況地目はともに畑。事由について「昭和35年頃から耕作されておらず山林化している。」です。</p> <p>それでは、非農地証明申請説明資料の1ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。また、現地は令和8年3月2日に確認しております。</p> <p>申請地の状況から、『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により農地に該当しないと考えられます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議	長	<p>それでは、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1について、8番、武藤真作委員から報告をお願いします。</p>
8番武藤真作委員		<p>8番武藤です。現地を3月2日に加藤哲実推進委員、伊藤由和推進委員と共に確認をしてまいりました。</p> <p>場所は下浜の工業団地から下浜羽川地区の町内へ下っていく途中でして、周りは全て森林化してかなり荒れている状態でありまして、その中の一部の農地であります。</p> <p>とても復元には及ばない場所であることに間違いのないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
議	長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見等のある方はお願いします。</p>
一	同	なし。
議	長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。

議 長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第6、議案第7号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第7、議案第8号、行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決に関する件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (佐藤主任)	<p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>本件は、上新城■■■■の■■■■さんが農業委員会に対し、行政不服審査法に基づく審査請求書の提出をしたことから、その裁決内容についてお諮りするものです。</p> <p>議案書8ページから13ページ、裁決書(案)、審査請求書(写)をご覧ください。</p> <p>まず事案の概要についてですが、令和7年8月29日、審査請求人が所有する農地について農地パトロールによる利用状況調査を行い、当該農地は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当する旨の判断をしました。</p> <p>その後、令和7年11月26日、審査請求人が所有する農地の利用状況調査の結果について電子メールにより問い合わせがあり、令和7年12月3日、審査請求人に対し電子メールにより回答しました。</p> <p>それに対し、令和7年12月17日、審査請求人は秋田市農業委員会に対し、本件回答における本件判断の内容を不服として、本件判断の取消しを求め審査請求をしたものになります。</p> <p>この請求に対し、当局では「審査請求の却下」をしようとしています。理由については議案書9ページから10ページに記載されておりますが、農地法等に基づき利用状況調査を行い、その内容を『「農地法の運用について」の制定について』や「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」等、各種通知に照らし合わせた結果、審査請求人の土地は非農地に該当しないため農地と判断したものです。</p> <p>この判断は、直接審査請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められている行為には当たらない、つまり行政不服審査法に規定する「処分」には該当しません。</p> <p>従って、行政不服審査法に基づく審査請求の対象となる処分そのものが存在せず、不適法となることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決しようとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見等のある方はお願いします。</p>
11番三浦宏和委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>11番三浦委員どうぞ。</p>
11番三浦宏和委員	<p>11番三浦です。処分庁が農業委員会なのは理解できますが、審査庁も農業委員会となるのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局どうぞ。</p>

事務局 (佐藤主任)	今回の「処分」については自治事務であるため、処分庁である農業委員会の上級行政庁が存在しないため、処分庁、審査庁ともに農業委員会となりますが、今回は処分庁を農地調整担当、審査庁を農業振興担当で分けて公平性、客観性を持たせるように配慮しております。
11番三浦宏和委員	はい。
議長	11番三浦委員どうぞ。
11番三浦宏和委員	主文を見ると却下ということで、いわゆる門前払いになっていますが、先程の説明では行政処分ではないように聞こえました。 もう少し詳しく教えてください。例えば、農地法第3条、4条、5条のように許可処分であれば審査対象となるということでしょうか。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (佐藤主任)	三浦委員のご指摘のとおり、農地法第3条の許可や転用の許可となれば行政処分として該当するものだと思いますが、農地か非農地かの判断は、直接権利者の権利に影響を与えたり、義務を発生させたりするものではなく、農業委員会としての客観的判断を示したに過ぎないものであり、行政処分には当たらないということを法制担当課とも協議し、確認しております。
11番三浦宏和委員	はい。
議長	11番三浦委員どうぞ。
11番三浦宏和委員	審査請求人が審査を申し出てきたということは、今回却下を下した後なおも不服として訴訟が考えられると思いますが、今後の見通しについて何か分かっているか教えてください。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (熊谷参事)	現時点では見通しは不明です。
11番三浦宏和委員	分かりました。
議長	ほかにご質問、ご意見がある方はお願いします。
10番伊藤洋文委員	はい。
議長	10番伊藤委員どうぞ。
10番伊藤洋文委員	10番伊藤です。審査請求人によると土地改良区の管轄から外れ、水もこないから耕作していないとありますが、それでは現地は山林化しているのではないですか。

議	長	事務局どうぞ。
事務局 (勝田主席)		<p>私が農地パトロールで当該地の担当農業委員と一緒に現場を確認しておりますので、状況についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、申請地を含めて沢部として一体に形成されている入口部分になります。</p> <p>水路はありますが、現地確認の時点では水は確認できませんでした。</p> <p>一方で、本人は周辺への影響を考慮して定期的に草刈等の管理をしていたようですが、去年は実施されておりました。しかし、最近まで管理されていたこともあり、沢部の奥の農地と比べると明らかに草の生え方が違います。</p> <p>また、申請地から用水路と道路を挟んですぐ横にある田は普通に耕作されている場所になりますので、先ほどご説明した非農地証明申請に関する件でもありましたとおり、『「農地法の運用についての制定」について』の第4の(4)のアおよびイに照らし合わせても非農地には該当しないと判断しております。</p>
議	長	芦原であることは確かですが、樹木があつたり山林化はしていませんでした。
10番伊藤洋文委員		分かりました。
議	長	ほかにご質問、ご意見がある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決に関する件を原案のとおり裁決することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第7、議案第8号、行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決に関する件を原案のとおり裁決することに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p>
(午後3時13分終了)		